

ひとり親家庭にコンサートチケットをプレゼント

文化ホールで上演するコンサート、ミュージカル、伝統芸能に招待します。家族で素晴らしい芸術を鑑賞しませんか。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

対 市内在住のひとり親家庭の子ども(平成16年4月2日以降に生まれた子、複数可)とその保護者(1人まで)

- 定** 30組程度(抽選)
- 申** 8月31日(水)までに、担当課に直接か電話、Eメールで(抽選結果は9月16日(金)までにお知らせ)
- 申・問** 生涯学習課(6階)
☎561-2428、☎561-2488



国民年金 付加年金制度



国民年金の保険料は定額ですが、この他に月額400円を納めると、老齢基礎年金に、付加年金が上乗せされ、将来受け取る年金の額を増やすことができます。付加年金の年金額は、「200円×付加保険料納付月数」です。

対 農業や自営業などの国民年金の第1号被保険者(国民年金基金に加入中の人を除く)

他 付加保険料の納付は、申込月から

申・問 日本年金機構 草津年金事務 国民年金課(西渋川一)
☎567-2220、☎562-9638
保険年金課(1階)
☎561-2367、☎561-2480

現況届・所得状況届の 手続きをお忘れなく 児童扶養手当 特別児童扶養手当



手当を受給している人(所得制限で全部停止の人も含む)は、窓口で手続きをしてください。

- 児童扶養手当 7月末に通知
申 8月の平日 8:30~17:15
【臨時受付】
・8月7日(日) 8:30~17:15
・8月8日(月)~10日(水)、12日(金)、15日(月)
各 8:30~19:00
- 特別児童扶養手当 8月上旬に通知
申 8月12日(金)~9月12日(月)の平日
- 申・問** 子ども家庭・若者課 (さわやか保健センター2階)
☎561-2364、☎561-6780

幼稚園・認定こども園 (教育認定)説明会

来年度の園児募集に向けて、見学と教育方針の説明を行います。詳しい日程や問い合わせ先については、8月1日(月)から、市ホームページでお知らせします。

- 他** ・参加希望者は当日、直接、各施設へお越しください
・園児募集について、私立幼稚園・認定こども園は広報くさつ9月号、市立の各施設は10月号でお知らせします
- 問** 幼児課(さわやか保健センター2階)
☎561-2365、☎561-6780



屋外スピーカーで 情報伝達試験を 行います

非常時に備え、Jアラートを用いて情報伝達試験を行います。

Jアラート (全国瞬時警報システム)

地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて伝えるシステム

- 対** 8月10日(水) 11:00ごろ (予告放送 8:45ごろ)
- 他** ・コミュニティFMラジオ「えふえむ草津(78.5MHz)」でも、試験放送が流れます
・屋外スピーカーから情報が聞き取れなかったときは、電話自動応答システム(☎0120-119-932)で情報確認ができます
- 問** 危機管理課(1階)
☎561-2325、☎561-6852

くさつシェイクアウト

市で一斉に、シェイクアウト訓練を行います。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



- 対** 9月1日(木) 9:45(予告放送) 10:00(本放送、約1分間)
- 所** 自宅や学校、職場など
- 他** 屋外スピーカーからの情報や、えふえむ草津からの訓練放送を合図に行います。参加人数を把握するため、参加登録をお願いします。詳しくは、お問い合わせください



問 危機管理課(1階)
☎561-2325、☎561-6852

6月定例会市議会



6月6日に開会し、市長が提出した14議案を原案どおり可決等しました。また、議員が提出した条例案1件、意見書案1件を可決、請願1件を不採択として、6月27日に閉会しました。主な議案は次のとおりです。

- 《市長が提出したもの》
補正予算=令和4年度草津市一般会計補正予算(第1号)など
条例案件=草津市税条例等の一部を改正する条例案など
一般議案=土地区画整理事業の実施に伴う町および字の区域および名称の変更につき議決を求めることについてなど
- 《議員が提出したもの》
条 例=草津市議会基本条例の一部を改正する条例案
意 見 書=草津市における交番の増設および警察官の増員に係る意見書案
請 願=離婚時の養育計画書作成、親子の継続的関わりに関する請願
- 問** 総務課(3階) ☎561-2301、☎561-2483
議事庶務課(3階) ☎561-2413、☎561-2485

小学4~6年生対象 子ども医療費助成制度の申請のご案内

申・問 保険年金課(1階) ☎561-6975、☎561-2480

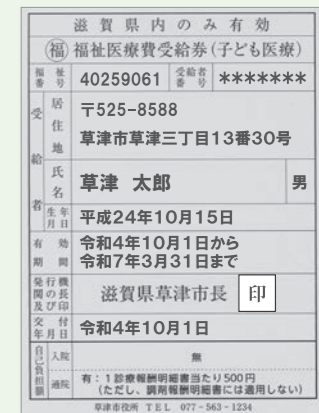


子ども医療費助成制度拡大に伴い、保険診療の一部負担金(3割)の全部か、一部を助成します。助成を受けるには受給券が必要です(申請要)。8月中旬に、対象者と保護者に受給券の交付申請書類を送付します。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

入院	自己負担金無し
通院	医療機関ごとに月500円まで ・同一病院でも歯科は別 ・院外調剤薬局は自己負担金無し

- 対** 市に住民票がある小学4~6年生(今年度中に10~12歳になる人)ただし、生活保護を受けている人、他の福祉医療費助成(障害者、ひとり親家庭)を受けている人は対象外
- 他** ・小学1~3年生には、有効期限を小学6年生まで延長した受給券を、10月以降に送付します(申請不要)
・受給券は県内のみ有効です
・県外受診をした場合は、領収書などを持参し、保険年金課へ申請すると、後日払い戻しをします
・中学生は、引き続き入院医療費のみ助成します。受給券はありません。領収書などを持参し、保険年金課へ申請すると、後日払い戻しをします

申 申請書類が届いた人は、9月9日(金)まで(必着)に、必要事項を書き、子どもの健康保険証の写しを添えて、同封の返信用封筒で郵送してください(受給券は9月中に送付)



受給券の見本(オレンジ色)

忘れずに納めましょう

市・県民税(2期)
国民健康保険税(3期)
納期限(口座振替日)
8月31日(水)

- ・納付には口座振替が便利です
- ・コンビニやスマホ※、金融機関でも納付できます
- ※一部の税、納付書を除く
- ・納期限を過ぎると延滞金が発生します

納付書を紛失したときはご連絡ください。再発行します。
問 納税課(1階)
☎561-2311、☎561-2479

第11回特別弔慰金の支給

戦没者の死亡当時の遺族で、令和2年4月1日時点、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合、次の早い順位の遺族1人に支給します。

- 【順位】**
① 弔慰金の受給権者
② 戦没者などの子
③ 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者などと生計や氏が同じなどの要件で優先順位あり
- ④ 1~3以外の遺族で、戦没者などの死亡時まで、引き続き1年以上生計が同じ3親等内の親族
- 支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債
- 申** 請求期間 来年3月31日(金)まで
※請求期限を過ぎると、第11回特別弔慰金を受ける権利が無くなりますので、早めに請求してください
- 申・問** 人とくらしのサポートセンター(2階)
☎561-6927、☎561-0180